

適正取引推進講習会

入場
無料

2回
開催

適正な下請取引は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、中小企業政策の重要な柱となっており、中小企業・小規模事業者にとって事業の根幹に関わる重要事項です。
正しく知って、円滑な事業経営に役立てましょう！

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！

下請法とは…

「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」とは、**下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律**です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

下請法に違反すると…

行政指導を受けるだけでなく、**企業名、違反事実の概要などが公表される**ため、イメージを損い、社会的評価の低下を招く恐れがあります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

あなたの企業は大丈夫？

例えば、下請事業者に責任がなく、親事業者が**発注後に減額**することは違反です。また、親事業者の事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に**下請代金の支払日を遅らせる**ことも認められません。

過去に起きた事例では、1社で20億円を超える返還が発生！責任者は下請法の内容を知っていても、現場担当者がルールを知らず、違反してしまうケースもあります。

法の遵守に向けた社内体制を整備するとともに、効果的に運用することにより、違反を未然に防止することができます。
正しい知識獲得を目指しましょう！

【講座①②】**下請代金支払遅延等防止法 「基礎」と「実践」**

【講座 ③】**今から実施したい消費税転嫁対策の増税前の準備ポイントを教えます！**

第1回 2017年10月14日（土）

第2回 2017年12月9日（土）

■会場／ほうわホルトホールプラザ セミナールーム
（大分市金池南1丁目5番1号）

■時間／13:00～16:15（開場：12:30）※各回90分2部構成

■講師 専門の弁護士 ※現在調整中

■主催：中小企業庁（適正取引推進講習会事務局）

<http://www.tekitori.org>

■共催：日本政策金融公庫、豊和銀行

豊和銀行 お客さま支援部 ソリューション支援室 あて
FAX 097-534-2678

●申込方法

受講ご希望の方は、下記の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、①FAX、②郵送のいずれかの方法で豊和銀行お客さま支援部ソリューション支援室までお申込ください。
 受講希望日に○をご記入ください。

適正取引推進講習会受講申込書

受講希望日	第1回 平成29年10月14日(土)	第2回 平成29年12月9日(土)
下請代金法(基礎)	13:00~14:30	13:00~14:30
下請代金法(実践)	14:45~16:15	—
消費税転嫁対策特別措置法	—	14:45~16:15
会社名	ふりがな	
受講者	ふりがな	
部署・役職		
住所	〒 —	
電話番号	() —	
FAX	() —	
E-mail	@	

※受講者は入れ替わりも可能です。



■会場

ほうわホルトホールプラザ セミナールーム
 (大分市金池南1丁目5番1号)

※お車でお越しの方

ご来場の際はホルトホール大分地下駐車場をご利用ください。

■お問合せ先

株式会社豊和銀行
 お客さま支援部 ソリューション支援室
 (担当: 中尾・神野)

(〒870-8686 大分市王子中町4番10号)

TEL: 097-534-2613

FAX: 097-534-2678

個人情報の保護
 について

「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で、今後の研修等のご案内(パンフレット等の発送)および研修の改良や新しいサービスの開発等の目的で利用させていただく場合があります。